

社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年8月1日～平成31年7月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：育児休業中の職員に定期的に職場に関する情報提供を行う。

〈対策〉

平成28年 8月～どのように情報提供するか検討開始

平成28年10月～導入 周知

目標2： ①毎週水曜日をノー残業デーとして設定する。

〈対策〉

平成28年 8月～所定外労働の現状把握

平成28年 8月～事業所毎に検討開始

平成28年10月～ノー残業デー周知 実施